

## 八潮市パブリックコメント手続実施要綱

平成22年 6月 3日 市長決裁

改正 平成28年 3月29日 市長決裁

この要綱は、パブリックコメント手続に関し基本的な事項を定めることにより、市の重要な計画等について、市民等の意見の提出機会を確保し、及び市政運営への参画の機会を充実させるとともに、その形成過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

### 1 意見を提出できる者

パブリックコメント手続に意見を提出できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続に係る計画案等に利害関係を有する者

### 2 対象とする計画等

パブリックコメント手続は、次に掲げる計画等の策定（制定を含む。）及び変更について行うものとする。ただし、意見聴取の手続について法令に定めのある場合、パブリックコメント手続を行う時間的な余裕がない場合又は軽微な変更をする場合は、この限りではない。

- (1) 市の基本的な方向性を示す計画
- (2) 個別の行政分野における施策の基本的な方針及び計画
- (3) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言
- (4) その他実施機関が特に必要と判断したもの

### 3 実施時期

パブリックコメント手続は、計画等の策定等をする前の適切な時期に、意見の集約及び検討に要する時間を考慮して行うものとする。

### 4 公表方法

計画等の案の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 840情報資料コーナー及び担当課窓口への備付け
- (3) その他必要な方法

担当課は、計画等の案の公表に当たっては、その周知に努めるとともに、その案を作成した趣旨、目的、背景その他参考となる資料を併せて公表するものとする。

#### 5 意見の受付期間

意見の受付期間は、公表の日から起算して30日以上とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、これを下回る期間とすることができる。

#### 6 意見の提出方法

意見の提出は、次に掲げる方法で担当課に行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 担当課が指定する場所への持参（文書又は電磁的記録に限る。）

意見は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名並びに主たる事務所の所在地）を明らかにして提出しなければならない。

提出された内容が誹謗中傷など公序良俗に反するものと認められる場合は、意見としない。

意見の募集に当たっては、個別の意見には回答しない旨を明らかにして行うものとする。

#### 7 意見の取扱い

担当課は、計画等の策定等をするに当たっては、提出された意見を考慮しなければならない。

担当課は、計画等の策定等をしたときは、提出された意見の概要及びこれに対する考え方を併せて公表しなければならない。ただし、提出された意見で、公表することによって個人又は法人その他の団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、この限りではない。

#### 8 その他

この要綱に基づき、パブリックコメント手続を行うこととした場合は、担当課が実施し、市民協働推進課長の合議を必要とする。

この要綱に基づき、パブリックコメントを実施した場合、別紙1のパブリックコメント実施報告書を速やかに市民協働推進課へ提出するものとする。

附 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

附 則（平成28年3月29日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別紙1

パブリックコメント実施報告書

◆担当部署名	部	課					
◆計画等の名称							
◆実施の期間	年	月	日～	年	月	日	日間
◆提出された意見等の件数	件						
◆意見の公表日	年	月	日				